



南会津町告示第82号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

令和4年12月1日

南会津町長 渡部 正義



記

- 1 変更する字の区域 別紙変更調書のとおり

(変更調書)

大字	字		地 番
	新	旧	
田部	下原	下山根	田部字下原 68、69 の 1 に隣接する田部字下山根の道路である公有地の全部
	下原	八幡前	田部字下原 12、13、14 の 2、15 の 3 に隣接する田部字八幡前の道路である公有地の一部
	上原	下原	127 の一部、128 の一部、168 の一部、169 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	上原	八幡前	22 の 1 の一部、23 の一部、24 の一部、101 の一部
	八幡前	下原	14 の 1 の一部、14 の 2 の一部、91 の 1 の一部、92 の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	八幡前	上原	田部字八幡前の 103 から 105 までに隣接する田部字上原の水路である公有地の一部
	下中丸	上山根	54 から 59 まで、60 の 1、60 の 2、61 から 68 まで、69 の 1、70 の 1 の一部、71 から 80 までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
	狐穴	上中丸	1 の 1、2 の 1、3 の 1、4 の 1、5 の 1、6 の 1
	上中丸	狐穴	92 の 1、92 の 2、93 から 96 まで、104 から 129 まで、130 の 1、131 の 1、132 の 1、133 の 1、134 の 1、135 の 1、136 の 1、137 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部